

随意契約理由書及び比較見積省略理由書

工事名 : 一級河川 平野川 八尾空港北濠 ゲート設備改良工事 (R6)

別途施工中の「一級河川平野川八尾空港北濠遠方監視制御設備更新工事」に伴い、八尾空港北濠の設備の一部であるゲート設備の改良をする必要が生じた。

本工事の対象設備は、平成24、25年度に設計、製作及び施工したものであり、製作会社独自の技術が用いられた精密かつ特殊な性能を有する設備であるため、改良について適切に行うことができる業者は、西菱電機株式会社 大阪支社以外に無いため、同社より見積りを徴収することとし、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積書の徴取を省略する。また、その見積り価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したい。

以上